（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第二十条　第四十六条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地企画課の設置期間の特例）

第二十一条　第四十六条第一項の用地企画課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償課の設置期間の特例）

第二十二条　第四十六条第一項の用地補償課は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例）

第二十三条　第五十六条第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○環境省令第十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

環境大臣　小泉進次郎

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（脱炭素社会移行推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室） **第八条**　総務課に、脱炭素社会移行推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。 2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 3　脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。 4～7　（略） （地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官） **第九条**　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。 2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること（温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。）。 二　（略）	（低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室） **第八条**　総務課に、低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。 2　低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 3　低炭素社会推進室に、室長を置く。 4～7　（略） （地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官） **第九条**　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。 2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること（温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに市場メカニズム室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。）。 二　（略）